組合員証等亡失届

【送付先】
〒330-9793　埼玉県さいたま市中央区新都心３－１
日本郵政共済組合　共済センター　被扶養者担当　あて

申請日　　令和　　年　　月　　日

組合員欄	組合員番号 （＝社員番号８桁）		組合員種別 該当する方に☑を入れてください	□ 組合員　□ 任意継続組合員
	組合員住所	（〒　　ー　　）　都 道 府 県		
	氏名		生年月日 （和暦）	□ 昭和 □ 平成　　年　　月　　日
	電話番号 （日中の連絡先）	TEL　　（　　）	※ 携帯以外の場合は、該当する項目に☑を入れてください	□ 自宅 □ 勤務先

氏　名		組合員本人	被扶養者［　氏名：　］	被扶養者［　氏名：　］	被扶養者［　氏名：　］
該当箇所に必ず☑を入れてください。	返納できない証	□組合員証（本人） ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む
		□資格確認書	□資格確認書	□資格確認書	□資格確認書
		□限度額適用認定証	□限度額適用認定証	□限度額適用認定証	□限度額適用認定証
		□限度額適用・標準負担額減額認定証	□限度額適用・標準負担額減額認定証	□限度額適用・標準負担額減額認定証	□限度額適用・標準負担額減額認定証
		□特定疾病療養受療証	□特定疾病療養受療証	□特定疾病療養受療証	□特定疾病療養受療証
		□一部負担金等免除証明書	□一部負担金等免除証明書	□一部負担金等免除証明書	□一部負担金等免除証明書
	返納できない理由	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済
		□亡失した	□亡失した	□亡失した	□亡失した
		□廃棄した	□廃棄した	□廃棄した	□廃棄した
		□勤務先等へ返納した （返納時期：　　年　　月　　日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　　年　　月　　日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　　年　　月　　日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　　年　　月　　日）
		□その他（　　）	□その他（　　）	□その他（　　）	□その他（　　）

【注意事項】
1．各項目に該当する□にチェック☑をしてください。被扶養者が4人以上いる場合はコピーして使用してください。
2．亡失届をもって再交付申請とはならないため、再交付を希望の場合は「再交付申請書」を共済センターへ提出してください。詳細は共済組合HPをご確認ください。
なお、組合員証及び被扶養者証等については、2024年12月2日以降、再交付はできません。
3．様式は共済ホームページからダウンロード、又は共済センターへおたずねください。

【共済組合ホームページから】
トップページ ▶ よくある手順から探す ▶ 組合員証・資格確認書等 ▶ ●返納について
▶ 組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
▶ 資格確認書

共済組合使用欄	受付		入力		確認	
			入力者	入力日	1審	2審

2024.12改正　＜被扶養者担当＞

【送付先】
〒330-9793　埼玉県さいたま市中央区新都心３－１
日本郵政共済組合　共済センター　被扶養者担当　あて

組合員証等亡失届

記入例

申請日　令和　○ 年 △ 月 □ 日

組合員欄										
組合員番号（＝社員番号８桁）	0	1	2	3	4	5	6	7	組合員種別（該当する方に☑を入れてください）	☑ 組合員　□ 任意継続組合員
組合員住所	（〒123 －4567）　埼玉 都道府県　さいたま市中央区新都心１２－３４－５６－７８９									
氏名	共済　太郎								生年月日（和暦）	☑ 昭和 □ 平成　○○ 年　○○ 月　○○ 日
電話番号（日中の連絡先）	TEL　○×○　（ ○×○× ）　○×○×								※ 携帯以外の場合は、該当する項目に☑を入れてください	□ 自宅　☑ 勤務先　○×△郵便局　窓口営業部

氏　名	組合員本人	被扶養者［ 氏名： 共済　花子 ］	被扶養者［ 氏名： 共済　ゆう太 ］	被扶養者［ 氏名： ］
該当箇所に必ず☑を入れてください。返納できない証	☑組合員証（本人） ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	☑組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	☑組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む
	□資格確認書	□資格確認書	□資格確認書	□資格確認書
	□限度額適用認定証 □限度額適用・標準負担額減額認定証 □特定疾病療養受療証 □一部負担金等免除証明書	□限度額適用認定証 □限度額適用・標準負担額減額認定証 □特定疾病療養受療証 □一部負担金等免除証明書	□限度額適用認定証 □限度額適用・標準負担額減額認定証 □特定疾病療養受療証 □一部負担金等免除証明書	□限度額適用認定証 □限度額適用・標準負担額減額認定証 □特定疾病療養受療証 □一部負担金等免除証明書
返納できない理由	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済	□共済組合に返納済
	□亡失した	□亡失した	☑亡失した	□亡失した
	□廃棄した	☑廃棄した	□廃棄した	□廃棄した
	☑勤務先等へ返納した （返納時期： 令和 ○ 年 △ 月 □ 日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　年　月　日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　年　月　日）	□勤務先等へ返納した （返納時期：　年　月　日）
	□その他（　）	□その他（　）	□その他（　）	□その他（　）

【注意事項】
1．各項目に該当する□にチェック☑をしてください。被扶養者が4人以上いる場合はコピーして使用してください。
2．亡失届をもって再交付申請とはならないため、再交付を希望の場合は「再交付申請書」を共済センターへ提出してください。詳細は共済組合HPをご確認ください。
なお、組合員証及び被扶養者証等については、2024年12月2日以降、再交付はできません。
3．様式は共済ホームページからダウンロード、又は共済センターへおたずねください。

【共済組合ホームページから】
トップページ ▶ よくある手順から探す ▶ 組合員証・資格確認書等 ▶ ●返納について
▶ 組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
▶ 資格確認書

2024.12改正　＜被扶養者担当＞